

劇場・音楽ホール等における ピアノ特殊奏法の 実施状況に関するアンケート調査

一般社団法人もんでん
未来に受け継ぐピアノ音楽の実験プロジェクト



調查概要

調査目的

- ▶ 多様な音楽表現が試されている今日的状況において、特にピアノ特殊奏法の実施環境に着目し、特殊奏法の実施状況やピアノの管理についての現状を把握する。

調査対象

- ▶ 以下の条件により282施設を調査対象とした。
 - ▶ (都内施設) 東京都による「都内ホール・劇場等リスト」(平成30年度「都内ホール・劇場等の調査委託」結果)に掲載された施設から、ピアノを所有している施設を特定し、調査協力に応じた施設：**115施設**
 - ▶ (都以外の施設)(公財)地域創造「公共文化施設ナビ」、Wikipedia「日本のコンサートホールの一覧」などを参照し、①「東京近郊音楽ホール一覧」の掲載施設、②各都道府県で、現代音楽の公演の実績が確認できる2会場以上を抽出：**167施設**

調査方法、期間、回答数(率)

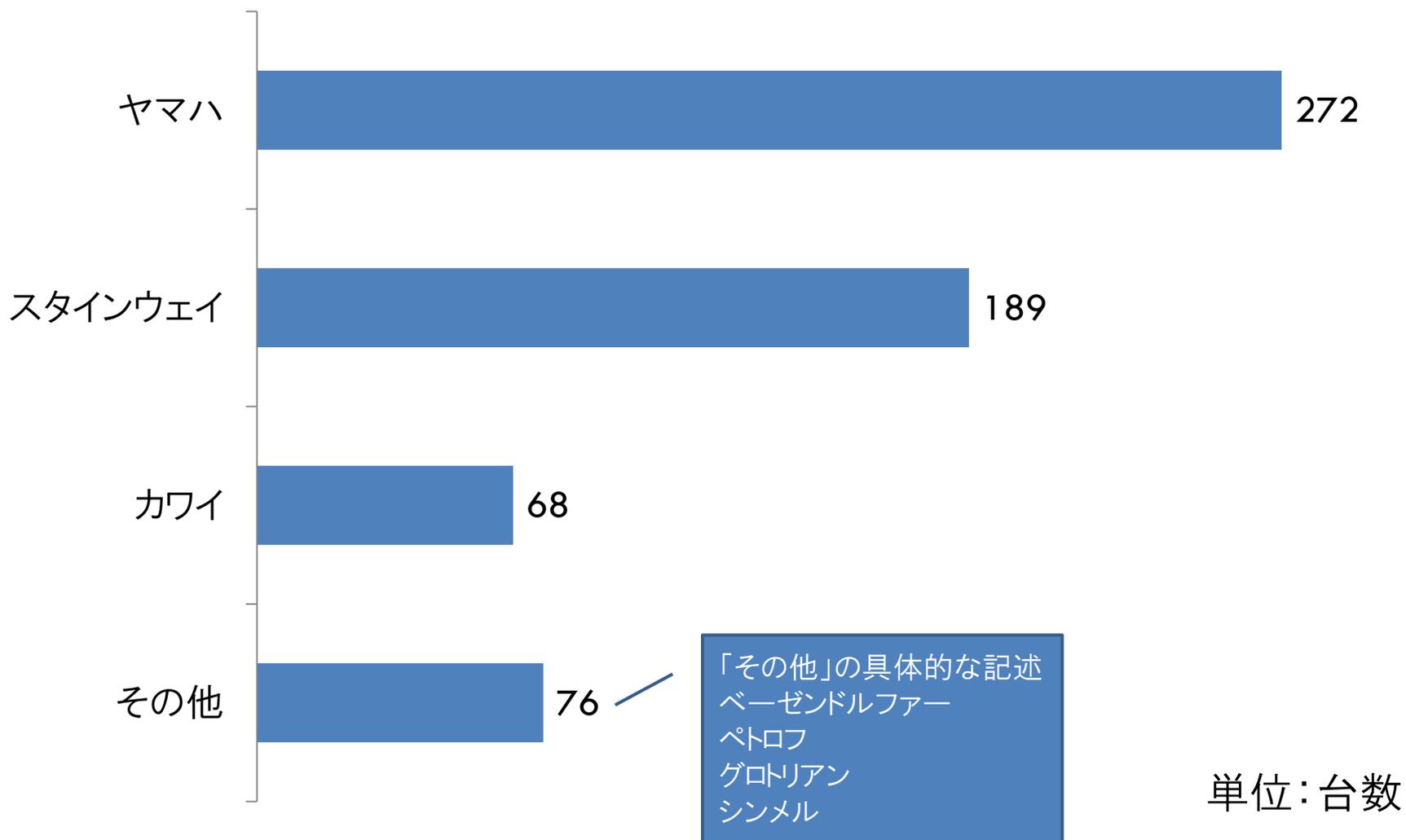
- ▶ 調査方法：郵送形式による調査票の配布・回収
- ▶ 調査期間：2019年7月17日～9月10日
- ▶ 回答数(率)：106件(37.6%)



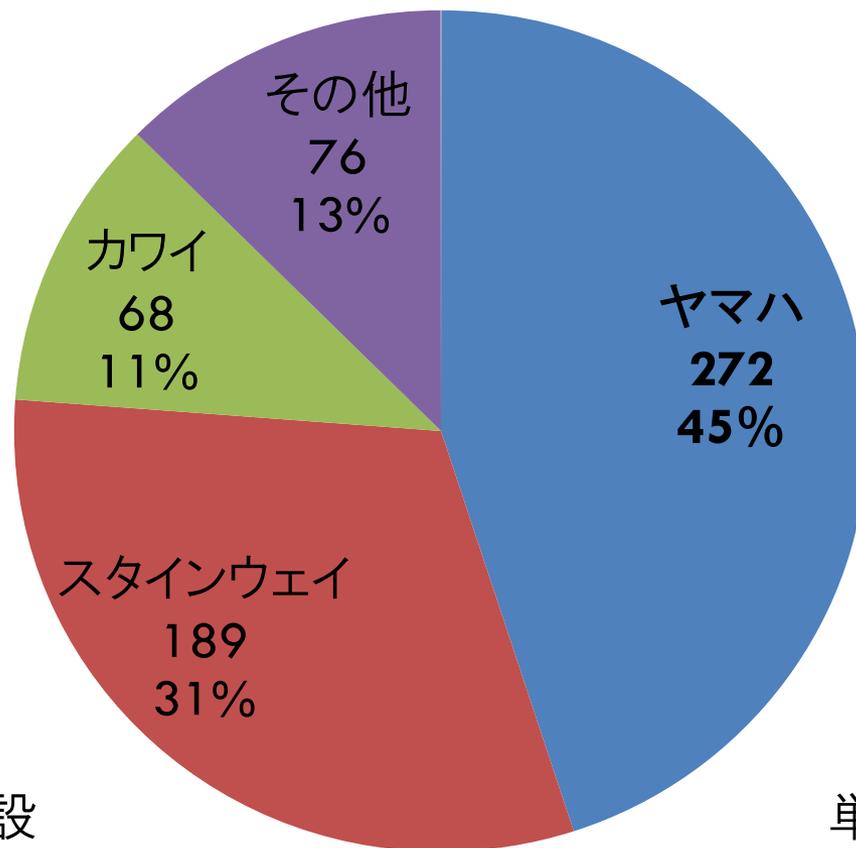
調查結果

ピアノの所有状況について

ホール等で所有しているピアノの機種及び台数 (回答のあった台数の計)



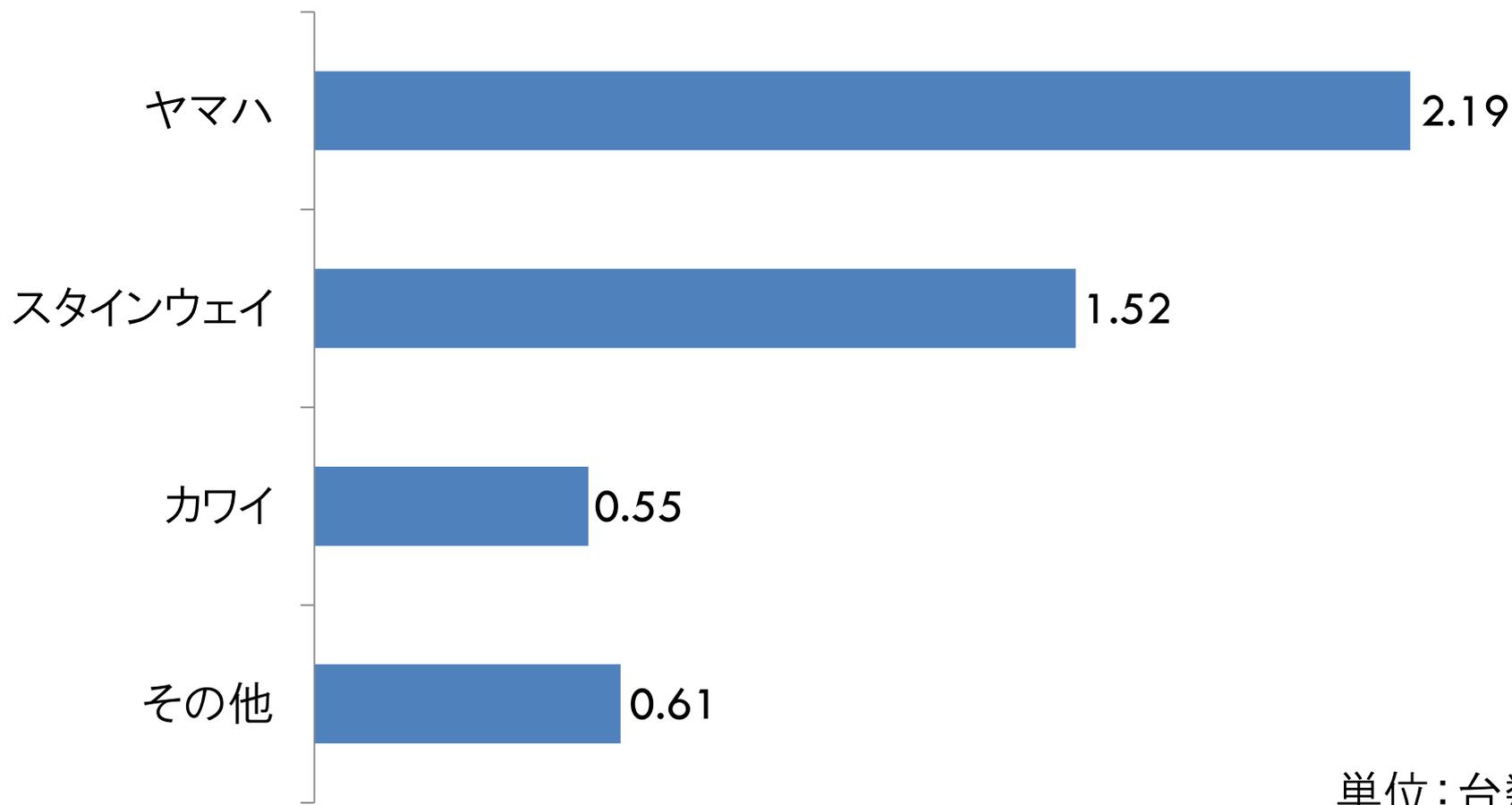
回答のあったピアノ総数に対する割合



回答施設 106施設
ピアノ総数 605台
1ホールあたり平均所有台数 5.71台

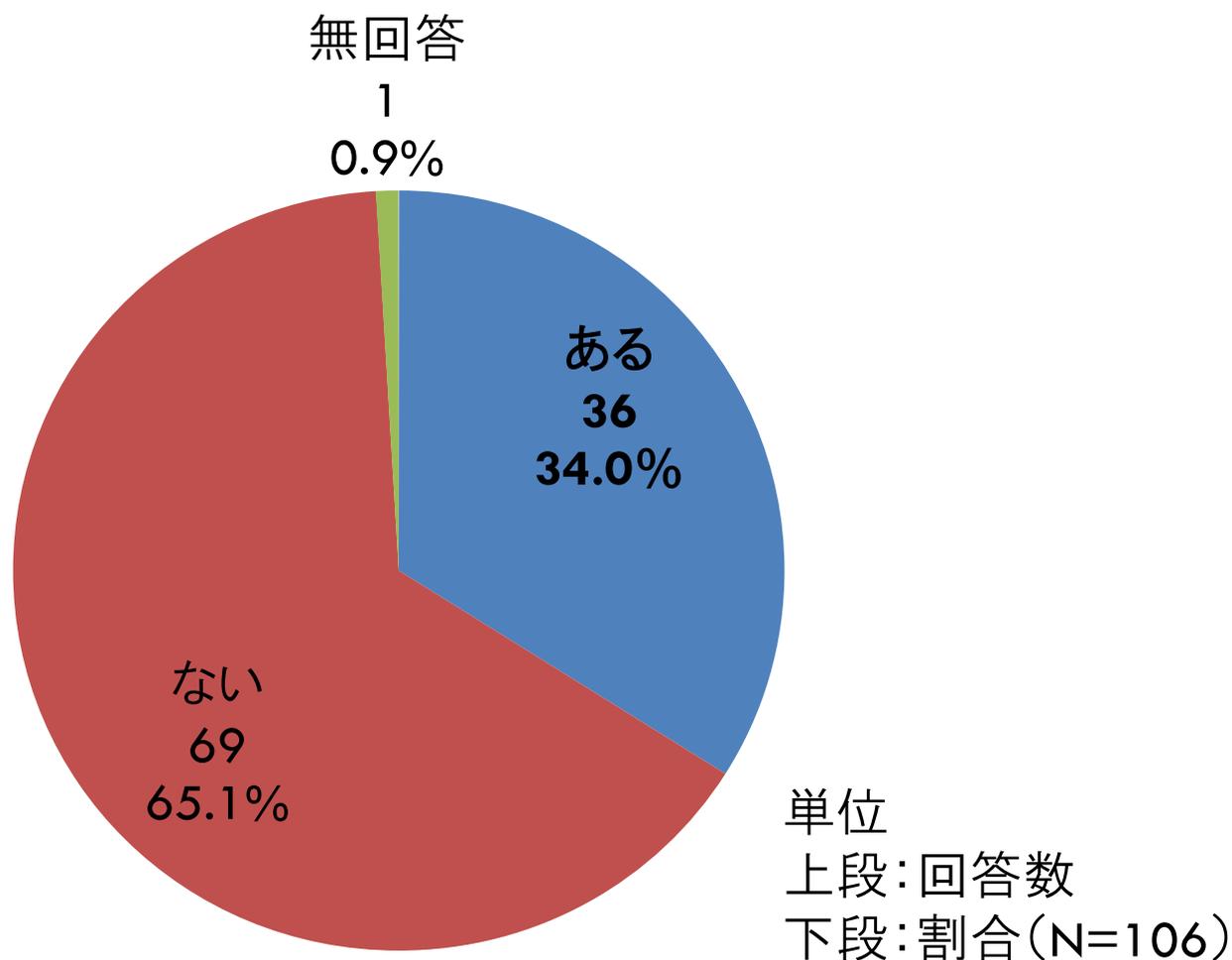
単位
上段:台数
下段:割合(n=605)

1ホールあたりの平均所有台数



ピアノに関する規定について

ピアノの購入、保守・管理に関する組織規定の有無



ピアノの購入、保守・管理に関する責任者 (自由記述)

【施設設置者または管理責任者で常駐ではないことが推測される職位】

- ▶ 市
- ▶ 市、保守・管理については指定管理者
- ▶ 理事長
- ▶ 文化課長

【組織の管理職に分類できる職位】

- ▶ ホール館長及び設置者
- ▶ 施設長
- ▶ ホール代表館長
- ▶ ホール副館長
- ▶ 館長、副館長
- ▶ 副館長
- ▶ 副館長、主査
- ▶ 事務局長

【施設や備品の管理に関する職位】

- ▶ 施設サービスグループ長
- ▶ 施設運営課長
- ▶ 施設管理課長
- ▶ 総務係

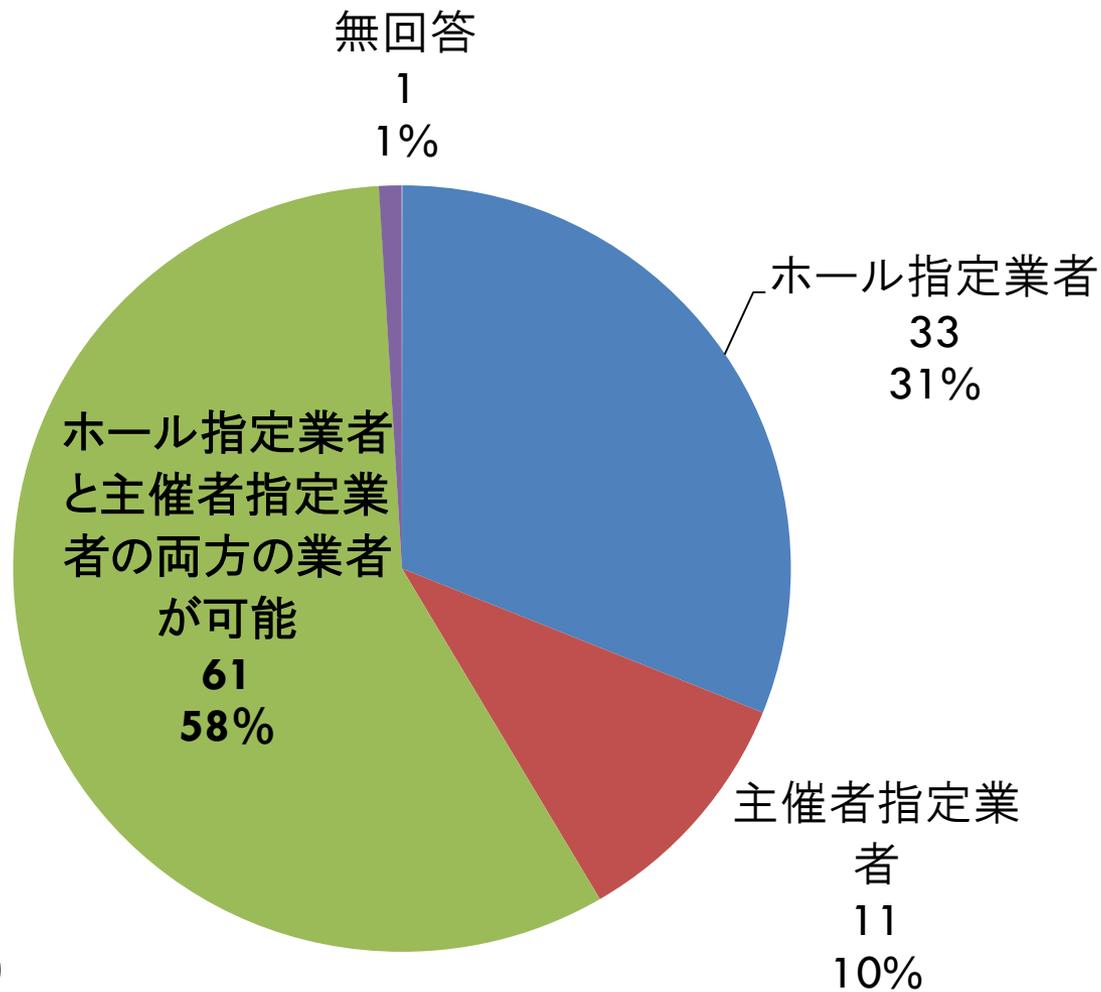
【事業の企画制作に関する職位】

- ▶ 事業課長
- ▶ 舞台制作課チーフ
- ▶ 事業推進課長(舞台所管課)
- ▶ 音響・舞台設備管理者

【分類不能な記述】

- ▶ 副主幹
- ▶ 係長
- ▶ 特に定めなし

調律の必要がある場合、誰が調律しているか

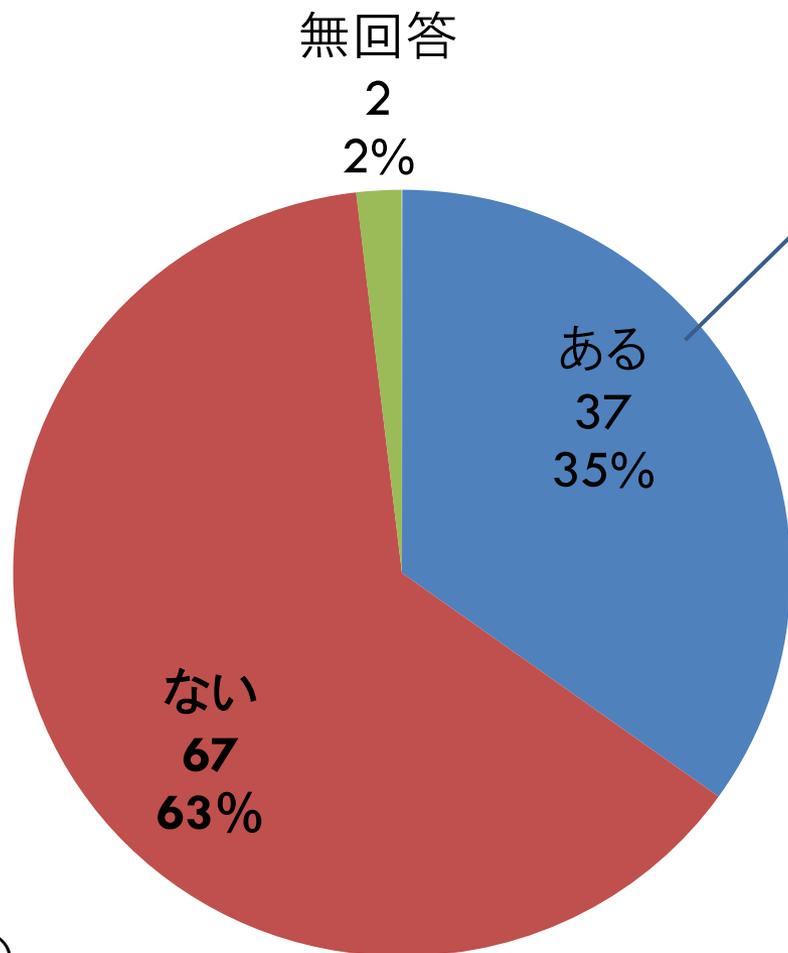


単位
上段: 回答数
下段: 割合 (N=106)

調律の必要がある場合、誰が調律しているか (記述説明)

- ▶ 主催者指定業者が調律の場合、ホール指定業者の管理立ち合いが必要。
- ▶ 主催者指定業者にはホール指定業者の立会いをお願いしている。
- ▶ 基本はホール指定業者だが、稀に主催者指定業者の場合もある。
- ▶ 演奏者から指定調律師をという場合、ホール指定業者との相談が必要。
- ▶ 主催者指定業者の場合は調律者を確認してから。
- ▶ 各メーカーが認定しており、会館のピアノ調律を行った事のある方を相談窓口として利用者へ案内している。
- ▶ 原則はホール指定業者だが、日本製(ヤマハ)に関しては、主催者指定業者が可能。
- ▶ スタインウェイはホール指定業者、ヤマハは両方の業者が可能。

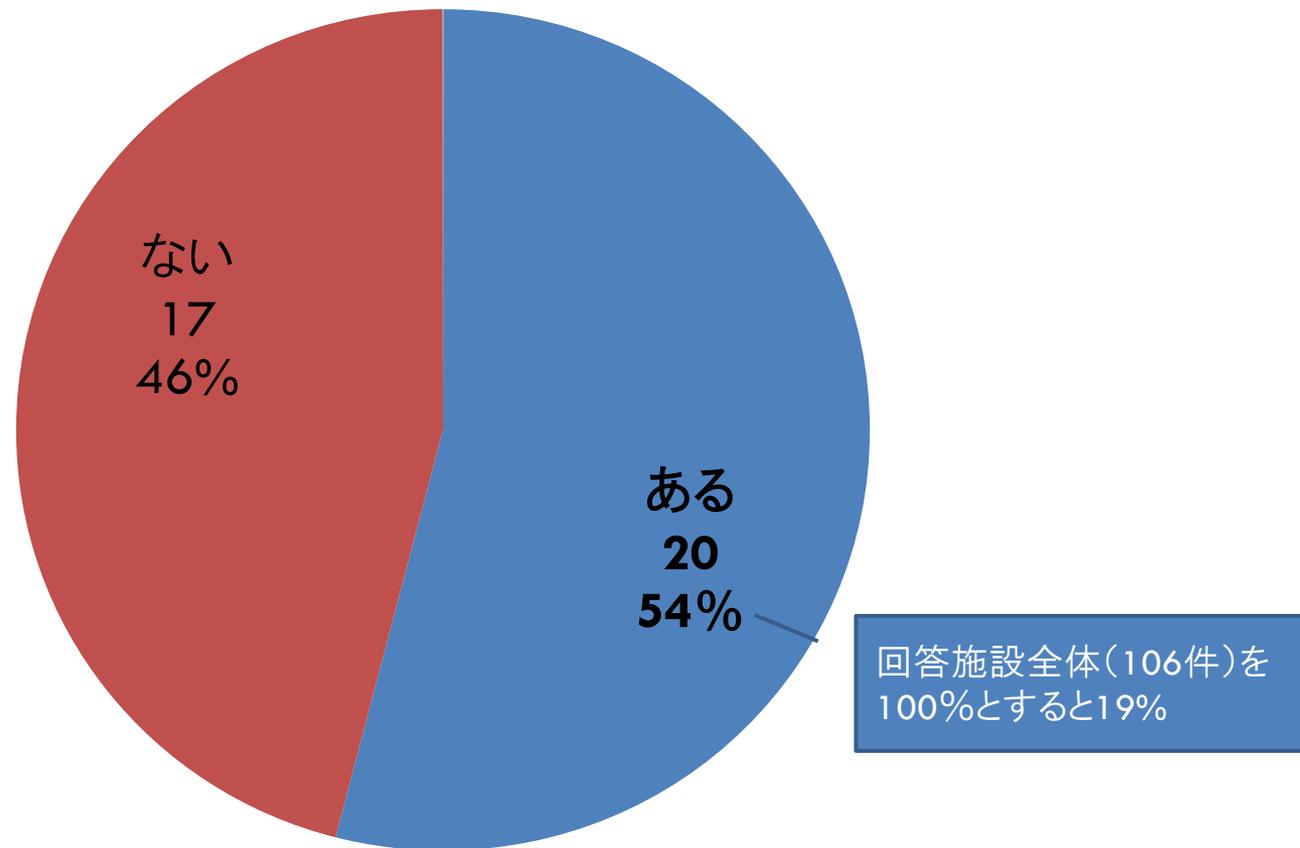
ピアノの使用規定の有無



ピアノの使用規定が「ある」
場合のピアノ特殊奏法に対
する規定の有無については
次頁

単位
上段: 回答数
下段: 割合 (N=106)

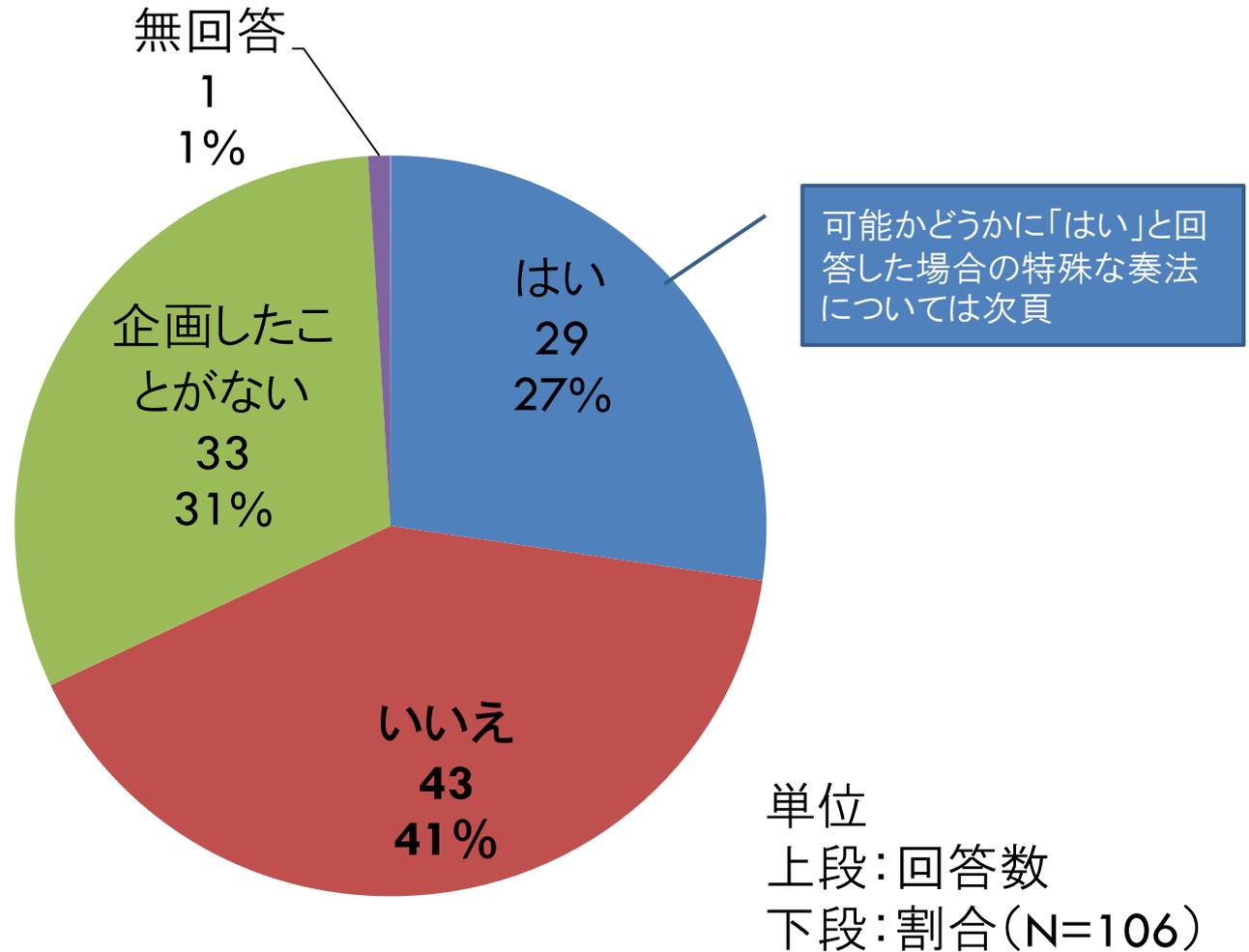
(ピアノの使用規定がある場合) ピアノ特殊奏法に対する規定の有無



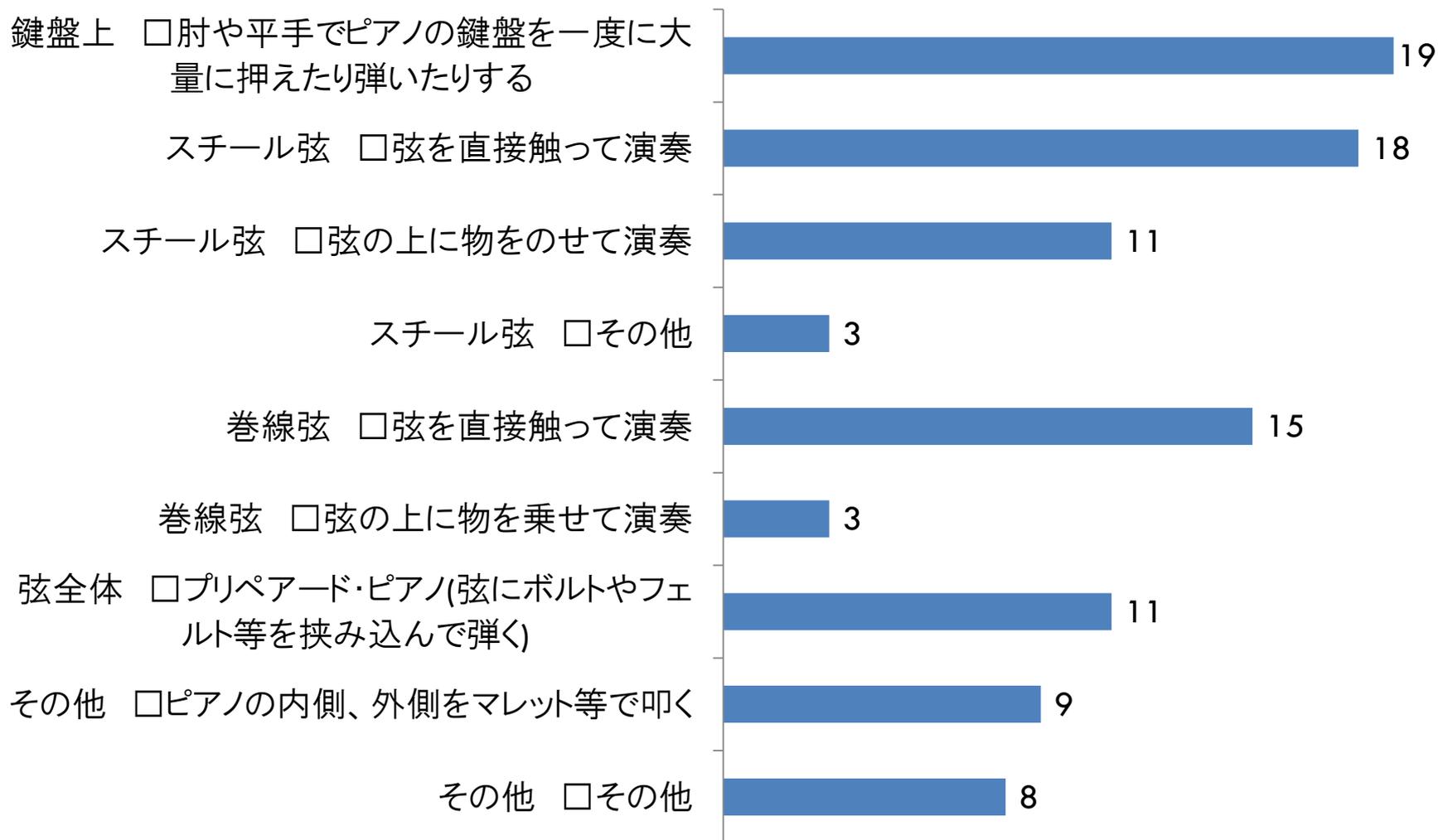
単位
上段: 回答数
下段: 割合 (n=37)

ピアノの特殊奏法について

ホール等では所有ピアノで特殊奏法は可能か



可能な奏法(複数回答可)



可能な奏法(記述説明)1/3

【調律師の立会、点検、原状復帰】

- ▶ 公演日、終日調律師立会のもと、現状復帰を条件とする。
- ▶ ホール指定調律師立ち合いのもと許可を得たうえで行う。ダンパーに触れないこと。
- ▶ ホール指定調律師の指示に従い、公演後ピアノを原状回復すること。
- ▶ 調律師の立会(演奏後確認)素手で弦を触らない。
- ▶ 調律師の立ち合いが必要。弦、本体に傷をつける恐れがあることは不可。
- ▶ 調律師が了承した奏法のみ可とする。調律師の立会の元に演奏すること。演奏調律師に調律師の点検を受けること。
- ▶ 調律師の立会が条件。破損、変形等は現状復帰してもらう。
- ▶ 優秀な調律師の立ち合いのもと、特殊奏法には十分な理解と経験のある演奏者であること。
- ▶ 弦を触る場合は調理師立会のもと、手袋や布越しに触れること。演奏後の調律。誓約書への署名。
- ▶ 許可をしてもいい内容の場合、必ず調律師(劇場指定業者)に立ち会いしてもらい、特殊奏法終了後、状態確認を必ず行ってもらう。
- ▶ 演奏後、調律師等による現状復帰(メンテナンス)を行っていただくように主催者をお願いしている。
- ▶ 事前にどういった演奏か動画を提出していただき、指定調律業者さんと相談の上可否を判断している。
- ▶ 事前の相談。その後ホール責任者、調理師立ち合いのもと確認。加えて、一度通しで演奏をしてもらい実際の流れを確認。という手順を踏んでもらう。

可能な奏法(記述説明)2/3

【損害の責任】

- ▶ ピアノに損害があった場合は賠償していただく。
- ▶ 打ち合わせの際に、何かあった場合の責任をとっていただけるようお話をしている。
- ▶ 事前申告をすること(当日判明の場合は演奏中止)。ピアノへの不具合が見つかった場合全額保障いただく。

【機種限定】

- ▶ 使用するピアノを限定(ヤマハG2のみ)。
- ▶ 特殊奏法はカワイで対応。ただし公演終了後に要調律。ペトロフはペトロフに適した奏法を選んでもらう。

【使用上の条件提示】

- ▶ 弦に手で直接触れないこと。弦に金属物を乗せたりしない事。
- ▶ ピアノの弦を傷つけないこと。
- ▶ 楽器を傷めないこと。原状回復ができること。
- ▶ 現状復帰できる、楽器を痛めない技術を持っているピアニストのみ許可。

【機種限定】

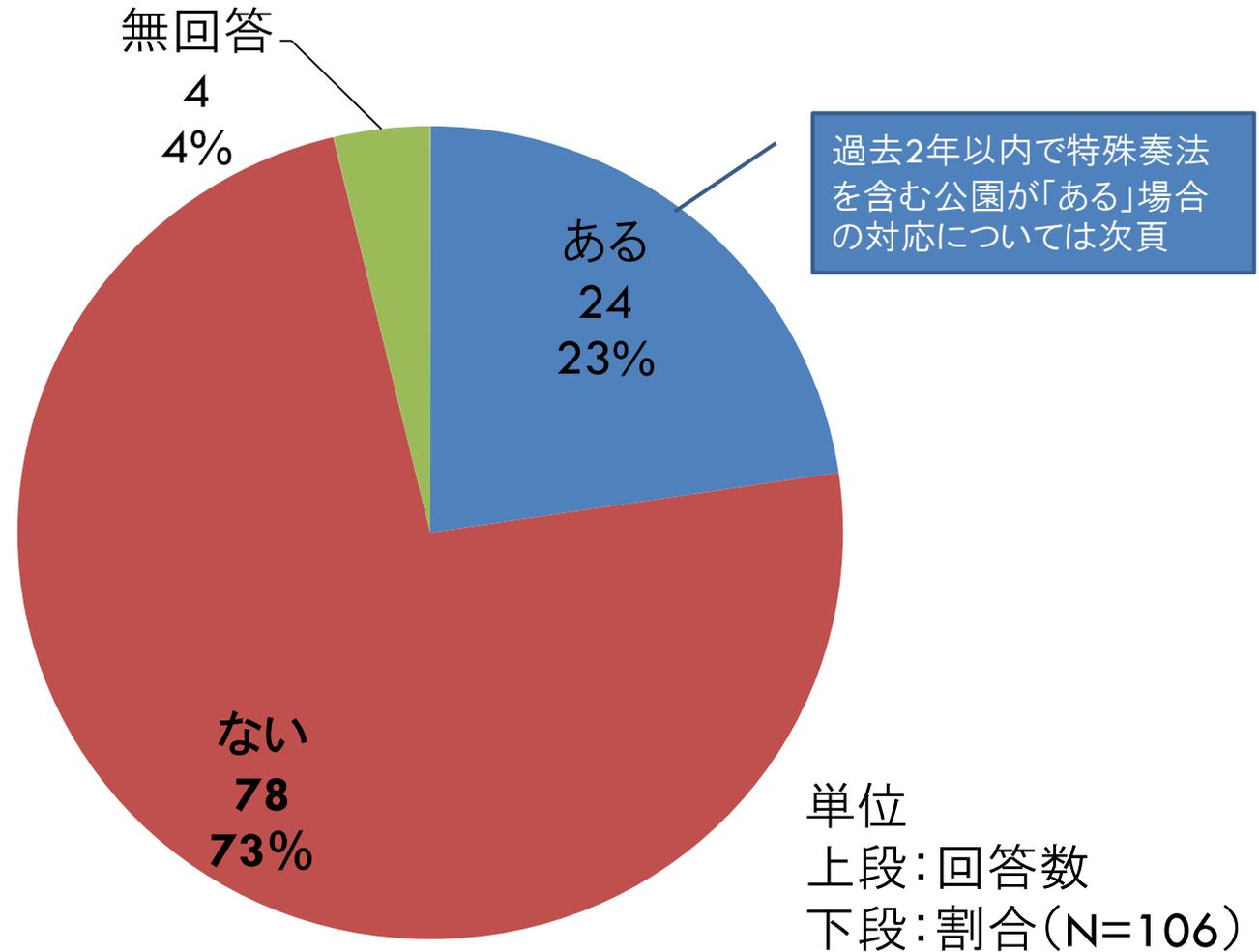
- ▶ 使用するピアノを限定(ヤマハG2のみ)。
- ▶ 特殊奏法はカワイで対応。ただし公演終了後に要調律。ペトロフはペトロフに適した奏法を選んでもらう。

可能な奏法(記述説明)3/3

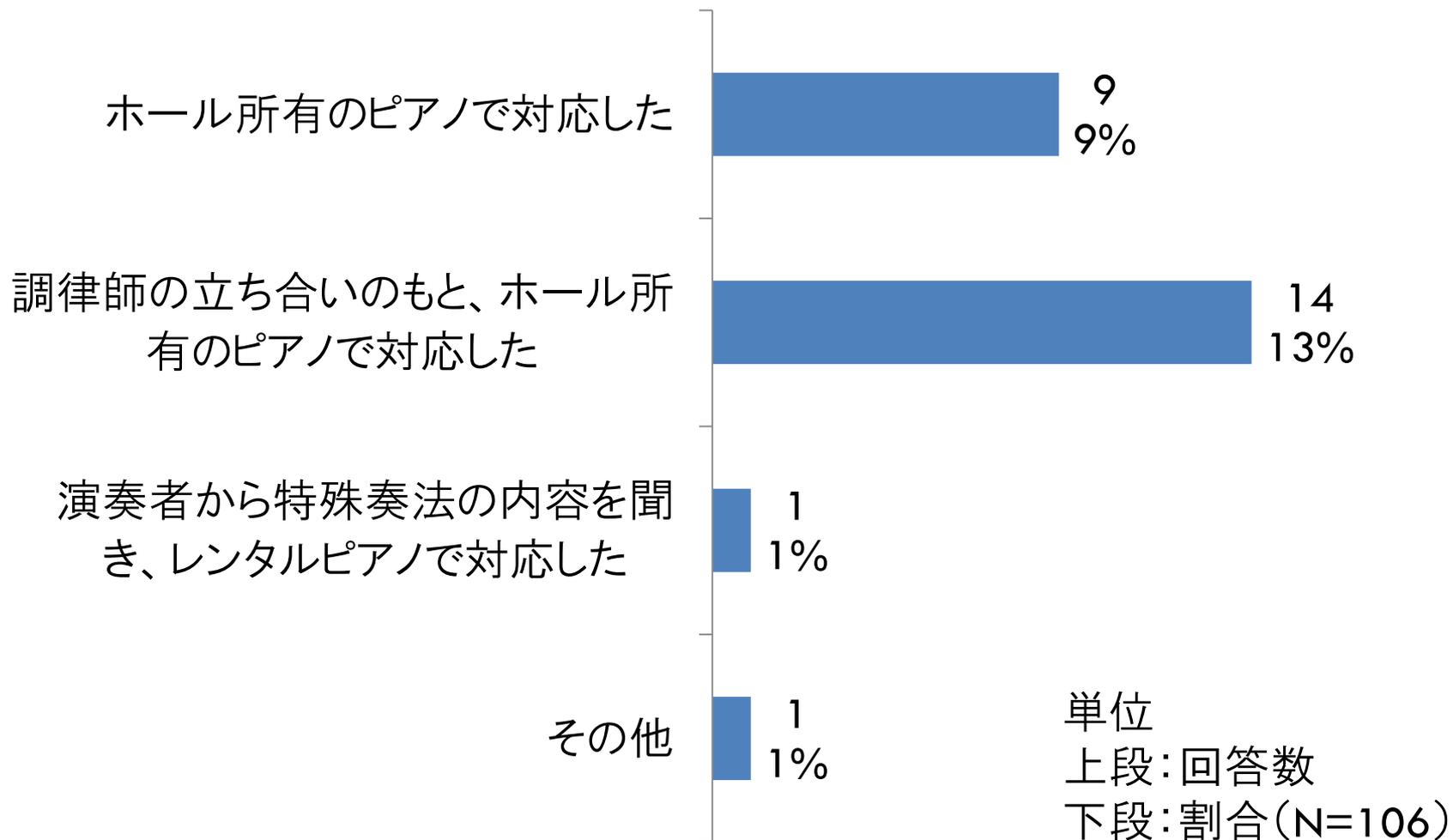
【その他】

- ▶ 一度しか経験がないので、乱暴に扱わないで下さいとだけお伝えした。
- ▶ 特にないが、内容を把握した上で応相談(原則、自主事業のみ可能)。
- ▶ 現状復帰はできるようにお願いしている。
- ▶ 事前に奏法内容を確認する。
- ▶ 原則として、ご自身のピアノを持ち込んでいただくようお願いしている。
- ▶ 上記5-1のような演奏をする場合はピアノを持ち込んでいただく。

過去2年以内での特殊奏法を含む公演の有無



(過去2年以内での特殊奏法を含む公演が) 「ある」場合(24件)の対応(複数回答可)



(過去2年以内での特殊奏法を含む公演が) 「ない」場合(78件)の理由や状況(複数回答可)

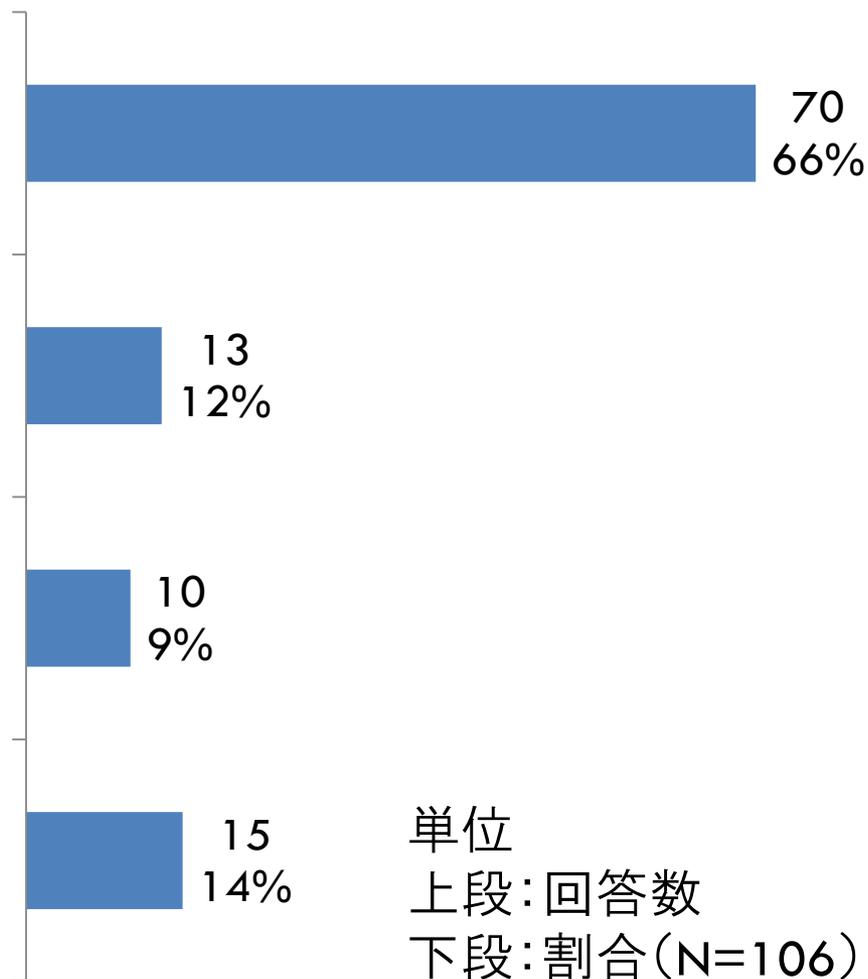
これまで特殊奏法のコンサートを企画したことや、貸しホールでの特殊奏法の申し入れはない

特殊奏法の内容を聞き、許可しなかった

ピアノの特殊奏法を含む公演は企画しないようにしている

その他

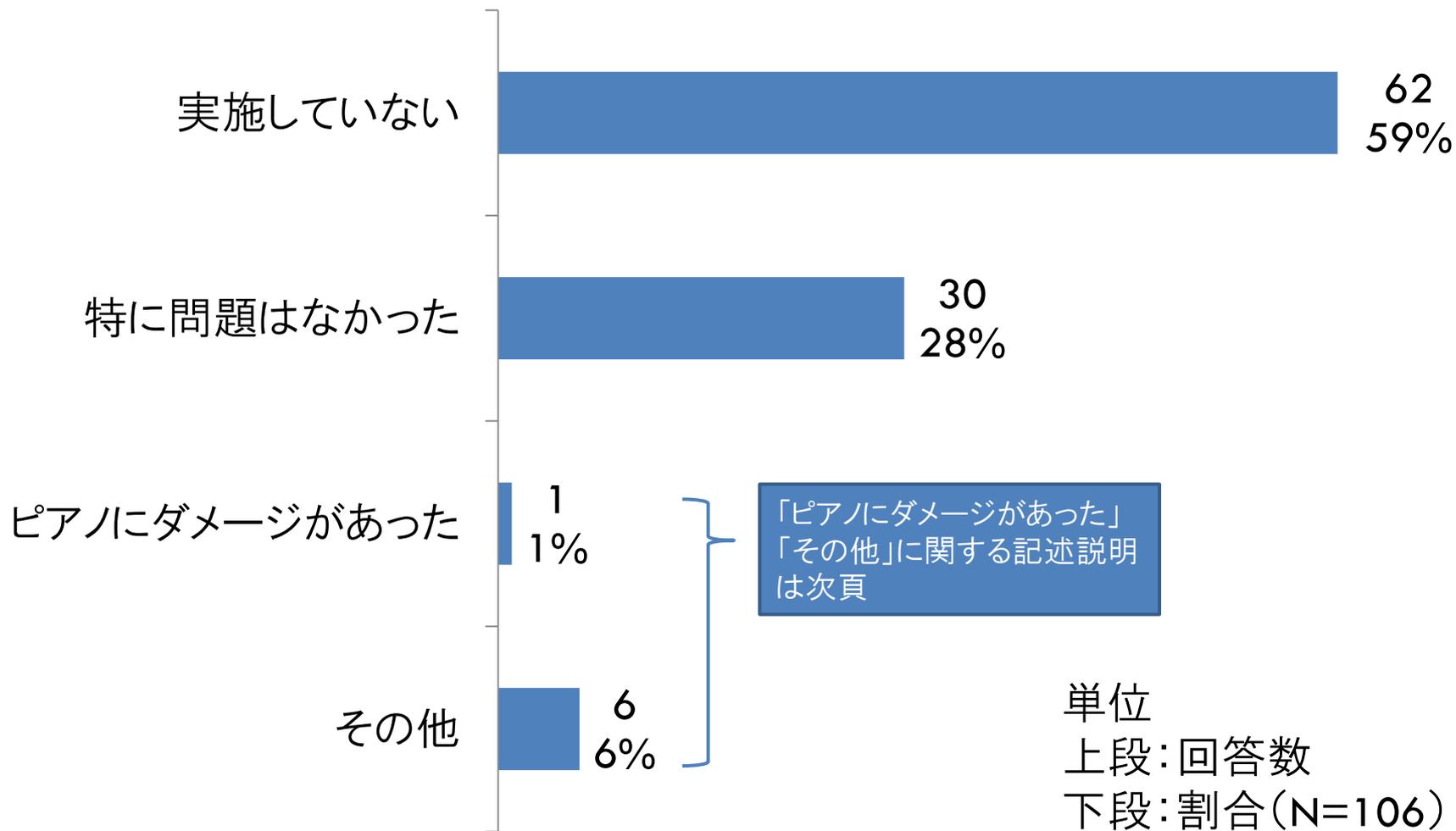
「その他」に関する記述説明は次頁



(過去2年以内での特殊奏法を含む公演が) 「ない」場合の「その他」の記述説明

- ▶ 2年以上前に特殊奏法のコンサートを実施した事がある。
- ▶ 過去2年、企画していない。
- ▶ 過去に1回だけ許可。
- ▶ 過去2年以上前にはピアニストの技量によっては許可していた。
- ▶ 1999年、2012年ほかピアノの特殊奏法を含むコンサートを主催事業として実施。
- ▶ 事前に把握しておらず、本番で行われたため、奏者に注意を促した
- ▶ 過去2年特殊奏法を含む公演が企画されなかった。
- ▶ 特殊奏法の場合は持ち込みを指示。
- ▶ 特殊奏法はお断りしている。
- ▶ 過去に特殊奏法の申し出があったが、持ち込みのピアノを使用した。
- ▶ 特殊奏法を許可していない。
- ▶ 特殊奏法を含む公演はあったが、ピアノ持ち込みであった。

特殊奏法を含む作品の公演を行う中でこれまでに トラブルがあったか(複数回答可)



「ピアノにダメージがあった」場合や「その他」の記述説明

【明らかなダメージの記述】

- ▶ 弦のサビ、変色、調律が狂いやすい。(その後の対応として)使用するピアノを限定する事とした。サビについては今のところ未対応。
- ▶ 肘でひいて鍵盤が取れた。

【具体的なダメージが不明な記述】

- ▶ 過去に無断で行われ、ピアノの弦にダメージを負うケースがあった。
- ▶ 無断で奏者が弦を直接触って演奏した。

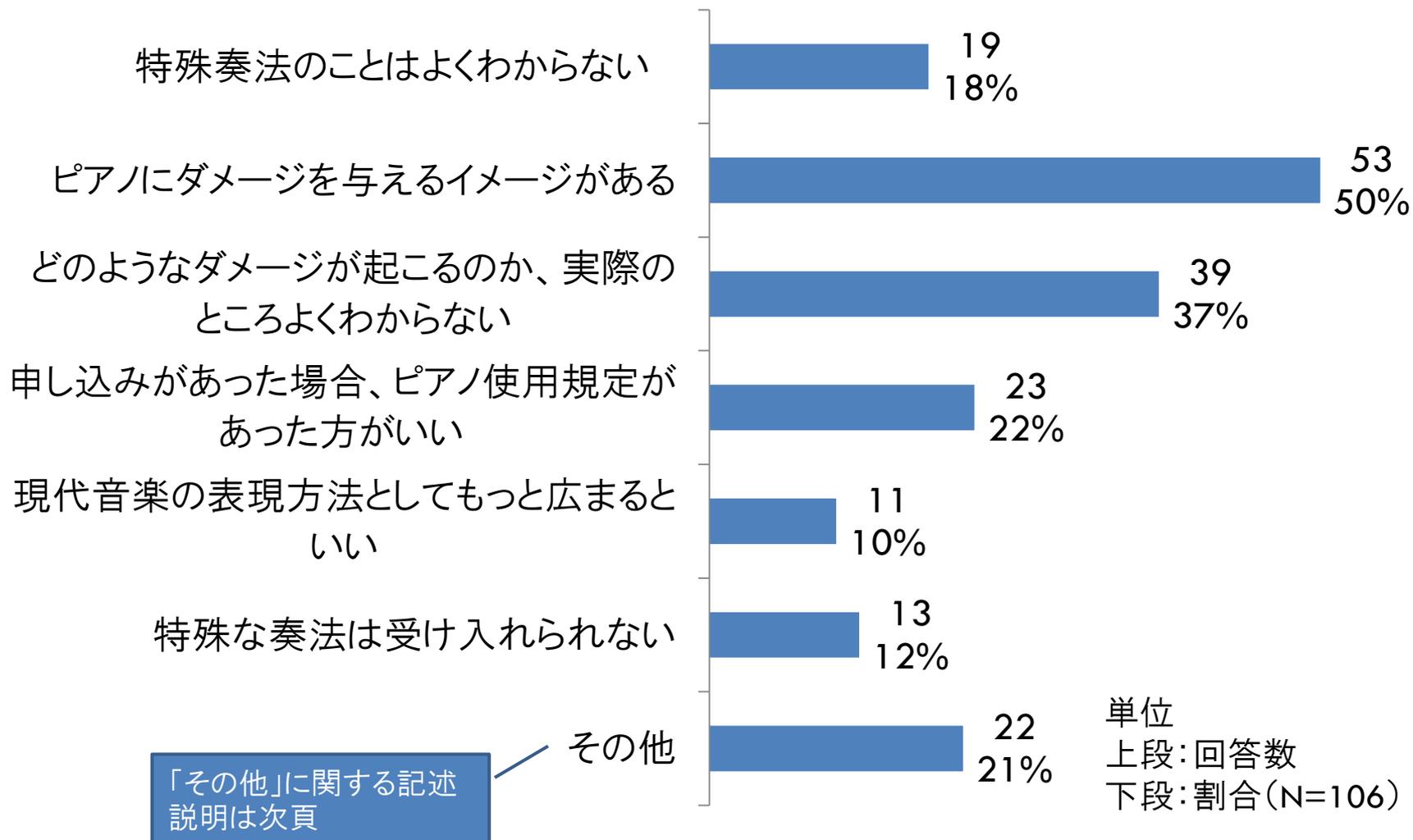
【明確なダメージとは言いにくい記述】

- ▶ 明らかに特殊奏法に起因すると思われるダメージを確認したことはない。
- ▶ その後利用予定のお客様から不安の声があがったが、実際ダメージはなく、その後も問題なく利用できている。

【持ち込みピアノで対応した記述】

- ▶ プリペアドピアノを持ち込んでいただいたので当センターのピアノには影響なし。
- ▶ 持ち込みピアノで対応したため、特にトラブルはなかった。

ピアノの特殊奏法を含む作品の公演について (個人的に)どう考えるか(複数回答可)



ピアノの特殊奏法を含む作品の公演について (個人的に)どう考えるかの記述説明

【一定要件の上での受け入れの意見】

- ▶ 奏者の意図は尊重する。ただし、ホールの楽器にダメージを与えない場合に限る。楽器にダメージを与える可能性がある場合は、奏者側で楽器を手配していただく必要があると考える。
- ▶ ピアノにダメージを与えることがなければ認めたい。
- ▶ ○○○○(施設名)はプリペアドができる全国でも貴重な場所なので、これからも続けてほしいとアーティストから言われたことがあり、そのようなニーズにできる限り対応したいとは思っている。
- ▶ ピアノの利用において正しい判断のできる調律師立ち合いのもとであるならば、事前相談の上対応することを検討したい。
- ▶ 内容によるが、調律師立会いなら楽器をいためない範囲で実施するのは良いと思う。

【持ち込みを要望する意見】

- ▶ ピアノを持ち込むのであればOK。
- ▶ 特殊奏法を実施したいのであれば持ち込んでいただく。
- ▶ 芸術表現として認めるが、破損等のリスクがあるため、主催者による持ち込みが好ましい。
- ▶ 音楽の表現方法としてあっても良いと思うが、「公共ホール」の備品」。ヴァイオリンやクラリネットのように、楽器は個人に寄るところが大きいので、本来であれば、ピアノも個人で持ち込むのが望ましい。
- ▶ PFの設計上、特殊奏法を想定しているのであれば、特殊奏法を受け入れられるが、設計想定外の奏法を会場備品で行うべきではないと考える。PF特殊奏法を行いたい演奏者は自らの楽器(PF)を持ち込んで行うべきと考える。

ピアノの特殊奏法を含む作品の公演について (個人的に)どう考えるかの記述説明

【不安視する意見・慎重な意見】

- ▶ 直接内部に触れた場合、確実にダメージはある。しかも事後数年経ってから発覚する。調律も不安定になりがち。公共施設のピアノは常に一定のクオリティを保ち提供すべきと考える。やりたいのであれば自分でピアノを用意してはいかがかと思う。
- ▶ 何が行われているのか管理担当がきちんと把握できれば演奏されても良いと思うが、個人的には必要性は疑問に感じる。
- ▶ コンサートホールとして極力演奏表現を尊重するが、ピアノ管理との面でどこで線引きをするかが難しい。
- ▶ ピアノにダメージを与える場合がある。現代音楽の表現方法として必要な場合がある。
- ▶ ピアノが経年劣化しているため、実現可能か不明。

【その他の意見】

- ▶ 協議する時間を与えて欲しい。
- ▶ 演奏者の意識の問題。
- ▶ ピアニストの技量によるところが大きいと聞いていますので、ケースバイケースで対応したいと思う。
- ▶ ピアノ利用率が高いため、特殊奏法はあまり行ってほしくはないが、実際利用希望が増えている状況。規定が必要となってくるかもと思う。
- ▶ 一概に言えることとは思わないのでケースバイケースではないかと思う。

ピアノに関するトラブルや課題(自由記述)1/4

【特殊奏法に関する問題】

- ▶ 弦に挟んだ物が挟まったままになっていたことがあり、以降はプリペアドをしたひとが、責任を持って外すことを徹底している。
- ▶ 公演当日に特殊奏法があると判明してやめていただいたことがある。なるべく打ち合わせ時(約1か月前)に曲目を確認して、現代曲などで特殊奏法が入りそうなときは確認するようにしている。
- ▶ コンサートホールとしては、あらゆる演奏表現のための楽器を提供できれば良いが、内部奏法、プリペアド用のピアノを用意することは考えていない。〇〇〇ホールは、〇〇〇交響楽団の本拠地であり、世界的ピアニストが演奏することも多い。質の高いクラシック演奏を行うことが最大の指名であり、ピアノにダメージを与えかねない奏法については、基本的に許可しない方向である。
- ▶ 貸しホールの際、内部奏法での利用申し込みがあったため、内容を確認したところ、ピアノの弦を素手でさわる奏法と聞いたので、サビなどの心配があるため、ご遠慮いただいた。以降内部奏法は断っている。

ピアノに関するトラブルや課題(自由記述)2/4

【調律師や調律作業の問題】

- ▶ 主催者(アーティスト)指定の調律師の要望をどこまで聞くか。
- ▶ 調律師の雑な作業により、消音、制音フェルトが破損(ちぎれ)した。演奏者が筆記用具(鉛筆)を鍵盤の蓋とボディのすき間に落とし、内部構造(鍵盤アクション部分)が破損しかかったことがあった。
- ▶ 著名なピアニストの専属調律師による調律作業において、ハンマーに硬化剤を塗られ、ピアノ修理が必要なほどの状態にされ、大きな修理代を負担する破目になった。
- ▶ 演奏家が意中の調律師を同伴させる場合、無理がかかる仕上げ(硬化剤の使用)などを行うことがある。※ホール微震のピアノは日常の運営が円滑にできることを前提として調律されるべきで、ある1回のリサイタルのためだけに後の公演に支障をきたす作業は慎むべきと考える。だがアーティストと懇意にしている調律師の場合、時に一線を越えることもあり得る。軽い特殊奏法よりそちらのほうが問題。
- ▶ 公共ホールのピアノであり、様々なひとが人が弾かれるので、アクション部の動き、ペダルの反応、音色、響きなど、癖のない平均的なそのピアノにあった音の鳴りを目指しているが、ピアニストによって音やタッチの好きキライがあり、調律師に調律以上の要求をされることもあり、ホール側と調律師の間で話し合っ、許容範囲を決めている。ピアニストも「公共ホールの備品」であることを考えて欲しい。または、ピアノは持ち込みで行ってほしい。
- ▶ 通常調律においても、演奏者の過度な調律要求により、ハンマーなどにダメージを受けている。常識的な調律方法などにおいても、具体的な指針がなく、指摘しづらい。

ピアノに関するトラブルや課題(自由記述)3/4

【メンテナンス費用や経年劣化の問題】

- ▶ 高額なピアノに係るメンテナンス費用の捻出。
- ▶ 経年劣化の対応。
- ▶ ピアノが経年劣化しているため、新規買い替えかオーバーホールなどを検討も、予算確保が課題。
- ▶ 経年による不具合。専門家でないと劣化状況がわからないことやオーバーホールが高価すぎる。技術料の価格設定が不明確。(調律・調整・点検)
- ▶ スタインウェイについてはツヤ消しとツヤ有りで使用頻度が偏っており、両方を有効活用する方法が求められている。ヤマハは導入以来、20年近くオーバーホールされておらず、修繕の予算確保および計画的なメンテナンスが求められている。

【利用者のモラルの問題】

- ▶ 小さな子どもの発表会など、モラルの問題ですが、例えば、菓子やジュースを飲食した手でピアノを触るとか親もピアノ教師も注意したり気にしたりしない事があり、少々困る事がある。大人でもリハーサル等で利用の場合、同様な事はある。
- ▶ 子供向け音楽教室の講師が鍵盤にシールを貼った。
- ▶ 他の楽器と違って、演奏者と楽器管理者(調律師、ピアノ技師など)が完全に分かれているため、不測の事態が起こった場合修復や復帰にすぐ対応できない。ピアノの利用が続く場合、修理対応が難しい場合がある。
- ▶ 利用者が(不注意で)楽器や譜面台をピアノにぶつけてしまい、傷がつく。

ピアノに関するトラブルや課題(自由記述)4/4

【平常の使用や保管の問題】

- ▶ 湿気に影響されやすい場所に保管されているため、鍵盤が戻らないなどのトラブルがあった。
- ▶ ピアノに物をぶつけて、キズがつくケースが多い。
- ▶ どんなに気をつけていても、傷が付いてしまうこと(外装)。
- ▶ 使用頻度が低いため、メンテナンスの回数や調律のタイミングが分からない。

【その他】

- ▶ ピアノを使用する公演において、なるべく調律を回避するために「直近ではいつ?」「ピッチの狂いの状態は?」などと質問を受けることが度々ある。ピッチを444Hzにしたいと希望があったが、断った。
- ▶ 野外の施設のため、雨天時の使用に関して、使用制限を行う場合がある。
- ▶ 巻線が断線し、数か月ユニゾンが安定しなかったことがある。ホールに一台しかピアノがないため、予約の合間で短時間のピッチ上げを依頼するなどし、利用者に大きな影響はなかったが、今後同様なことが起こった時には同じように対応できるか不安がある。
- ▶ ピアノの弦が切れたことがあったようだ。
- ▶ 破損を発見した場合、いつ誰がつけたものか不明なことが多かったので職員が毎日チェックするようにしている。
- ▶ コンサート中に、鍵盤から音が出なくなる事案が発生し演奏が中断したが、調律師が急遽対応し、その後の演奏は支障なくコンサートは終了した。